

# 公益財団法人全日本柔道連盟 競技者規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、日本体育協会スポーツ憲章および国際柔道連盟の規約に基づき、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の会員である競技者の資格およびこれに関連する事項を定め、もって競技者の保護と支援ならびに柔道の健全な発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競技者とは、本連盟に会員登録した者であって、競技会に参加し柔道競技を行う者をいう。
- (2) 役員等とは、本連盟に会員登録した者であって、本連盟および加盟団体（その下部組織を含む）の役員、本連盟に団体登録した団体の部長、監督、コーチ等、競技者に対して指導する立場にある者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、競技者に適用するほか、役員等についても所要の規程を適用する。

## 第2章 競技者

### (競技者の基本条件)

第4条 競技者は、柔道精神に則り、ルールと礼節を重んじ、正々堂々と競技をするとともに、柔道の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

### (競技者の禁止事項)

第5条 競技者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 柔道以外の格闘技系競技（プロレス、プライド、K-1等）において、プロ選手またはプロコーチとして登録され、または契約すること。
- (2) 本連盟、日本体育協会および日本オリンピック委員会が禁止した競技会に参加すること。
- (3) 自己の競技に金品を賭け、またはこれに関連する賭博に関係すること。

- (4) 競技に際して、ドーピングまたは暴力行為等によりフェアプレイの精神に明らかに違反すること。
- (5) 前各号のほか、国際柔道連盟および本連盟の規約に反する行為をすること。
- (6) その他、競技者として柔道の品位を著しく汚す行為をすること。

(承認を要する事項)

第6条 競技者は、次に掲げる行為を行うときには、事前に本連盟の承認を得なければならない。

- (1) 海外で開催される国際柔道競技会に参加すること。
- (2) 柔道および柔道以外の競技会で、賞金または出場報酬付きの競技会に参加すること。
- (3) 自らが自分の氏名、写真または競技実績を広告に使うことを許可すること。
- (4) 広告宣伝媒体に出演すること。
- (5) 商業目的の放送、映画、演劇その他の行事に出演すること。  
ただし、その出演が柔道に関係のないものであるときはこの限りではない。
- (6) 競技者は、講演会、講習会、放送、新聞・雑誌の座談会その他各種の行事に有償で出演すること。

(違反者に対する処分)

第7条 本連盟は、競技者が第5条または第6条の規程に違反した場合は、その違反の程度に応じ、次に掲げる処分を行う。

- (1) 会員登録の永久停止。
- (2) 期間を定めた会員登録停止。
- (3) 文書による戒告。
- (4) 口頭による注意。

(処分の手続)

第8条 前条の規程による処分は、総務委員会が起案し、理事会で決定する。総務委員長は、理事会決定後、ただちに当事者本人に対して処分の内容を通知する。ただし、第5条第4号の「ドーピング」に関しては、全日本柔道連盟ドーピング防止規程に従って処分等を行う。

- 2. 本連盟の決定に対する不服申立は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

### 第3章 競技会

(共催等)

第9条 本連盟および加盟団体は、競技会を開催するに当たって、他の団体と共催し、または他の団体の後援もしくは協賛を受けることができる。

(賞金等)

第10条 本連盟および加盟団体が競技会を開催する場合には、賞金、出場報酬および不当に高価な物品等を参加競技者に与えないものとする。

(外国人選手等の参加)

第11条 本連盟および加盟団体は、国際競技会を主催し、または主管して開催する場合において、外国の柔道連盟が自国の代表選手として参加させようとする者に対し、当該国の柔道連盟に適法に登録された競技者であり、かつ国際柔道連盟の参加資格に関連する規程に違反していないことを確認のうえ、参加を認めるものとする。

### 第4章 報酬

(報酬等の取扱い)

第12条 競技者が、本連盟の承認を得て次に掲げる行為をした場合における賞金または報酬の取り扱いについては、下記により行われるものとする。

- (1) 賞金または出場報酬付きの柔道の競技会に参加した場合は、競技者および役員等が、国際柔道連盟または主催国家等の規準により、直接受け取るものとする。また、団体戦においては、競技者・役員等で均等分配するものとする。
- (2) 自らが自分の氏名、写真または競技実績を広告に使う場合、および広告宣伝媒体に出演した場合は、競技者が直接受け取るものとする。

2. 日本オリンピック委員会「シンボルアスリート」の肖像都度料は、日本オリンピック委員会の規準により、本連盟を経由して当該競技者へ支払うものとする。

### 第5章 役員等

(役員等の責務)

第13条 役員等は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

(準用)

第14条 第5条および第6条の規程は、役員等にも準用する。

(処分)

第15条 役員等が第14条または第15条で準用する第5条または第6条の規程に違反したときは、理事会の決定により第7条に定めた処分を行うことができる。

付則

1. この規程は、平成6年6月21日から施行する。
2. この規程は、平成10年4月1日から一部改正して施行する。
3. この規程は、平成14年3月15日から一部改正して施行する。
4. この規程は、平成14年6月19日から一部改正して施行する。
5. この規程は、平成16年4月1日から一部改正して施行する。
6. この規程は、平成17年4月1日から一部改正して施行する。
7. この規程は、平成20年6月19日から一部改正して施行する。
8. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日から施行する。
9. この規程は、平成25年1月1日から一部改正して施行する。